

平成25年度 市民と市長の対話集会 市長と語ろう！ほっとミーティング

開催結果報告書

テーマ「あなたの地域のまちづくり」

1 開催結果

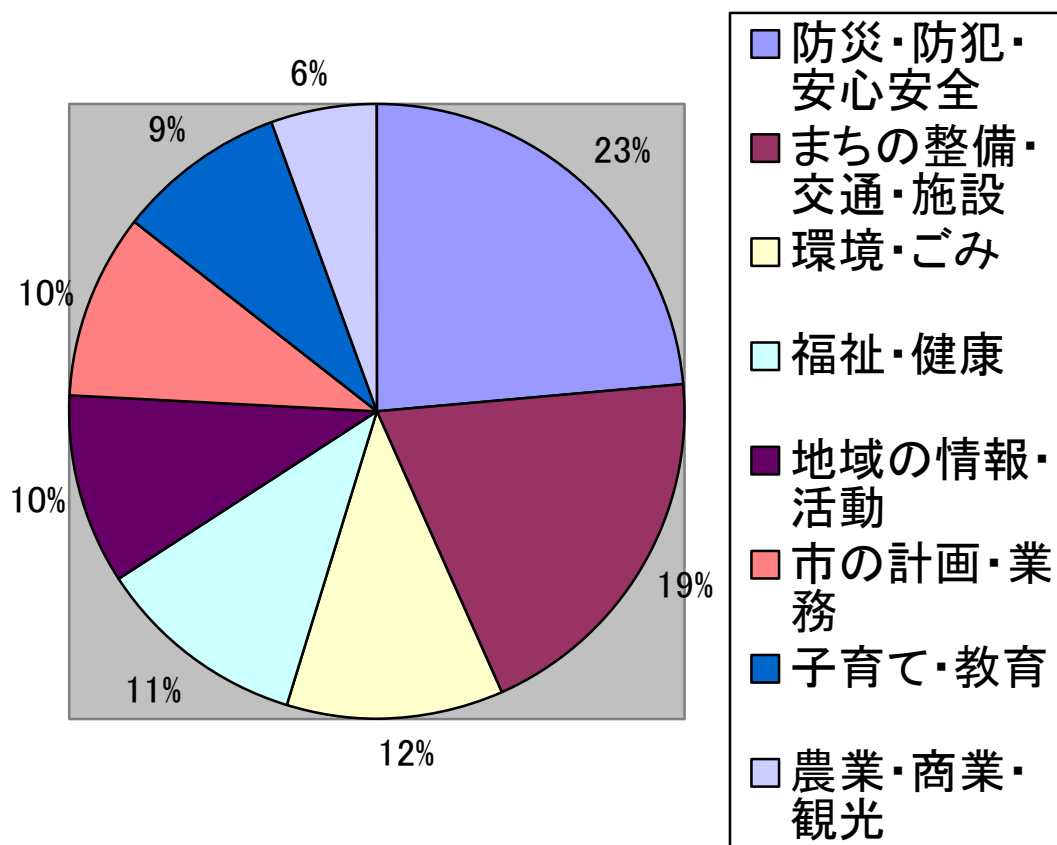
開催日	開催地区	参加者数	傍聴者数
平成25年4月18日(木)	城島地区	19名	11名
平成25年4月23日(火)	富士見地区	15名	15名
平成25年5月21日(火)	伊勢山地区・東中原地区	17名	13名
平成25年5月30日(木)	大神地区	16名	16名
平成25年7月17日(水)	旭南地区	16名	18名
平成25年7月23日(火)	南原地区	14名	14名
平成25年8月22日(木)	港地区	16名	20名
平成25年8月27日(火)	四之宮地区	10名	9名
平成25年10月16日(水)	金目地区	17名	15名
平成25年10月29日(火)	中原地区	10名	9名
平成25年11月21日(木)	花水地区	11名	18名
合計	市内11地区	161名	158名

2 主な対話集会での意見や質問の分類

(1) 意見や質問の種類と件数

	種類	件数
1	防災・防犯・安心安全	47
2	まちの整備・交通・施設	39
3	環境・ごみ	23
4	福祉・健康	22
5	地域の情報・活動	20
6	市の計画・業務	19
7	子育て・教育	18
8	農業・商業・観光	11
	合計	199

(2) 意見や質問の割合



3 市政への反映状況

防災・防犯・安心安全

1 災害時要援護者の支援について

災害時要援護者の支援について、御意見をいただきました。

御意見を参考にしながら、「平塚市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、事業担当課とともに取り組みたいと考えます。

（事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当）

2 市街化調整区域内への防災倉庫の設置について

市街化調整区域内への防災倉庫の設置について、これまでは認めていませんでしたが、防災に関する個人の意識が高まる中、市街化調整区域内の開発行為における基準の見直しを平成25年度当初から行いました。今後、防災倉庫の設置については、自治会単位で御相談いただき、都市計画法の許可を取って設置していただくこととなります。

（事務担当は開発指導課開発審査担当）

3 道路照明灯等について

港地区の道路照明灯や港小学校付近の防犯について、御意見をいただきました。

道路照明灯不点調査を実施し、不点灯の箇所については、補修を行いました。

御指摘いただいた港小学校付近の道路については、今後樹木の剪定を実施する予定です。

（事務担当は道路管理課管理担当）

4 浸水被害について

過去の浸水実績や内水ハザードマップで浸水が予測される区域等について、浸水被害の軽減を図るための総合的な計画である「平塚市総合浸水対策基本計画」を平成26年度に策定し、本計画に基づき、浸水被害の軽減を図ってまいります。

（事務担当は下水道整備課計画担当）

5 通学路の安全について

城島地区の通学路の安全について、御意見をいただきました。

平成25年8月7日に城島小学校長、担当教諭、平塚警察署、神奈川県道路管理者及び庁内関係課と通学路の合同点検を実施しました。その結果、城島ふれあいの里前の信号機の横断歩道南側の歩行者部分について、自動車運転者への注意喚起を図るため、県によるグリーン舗装を実施しました。

(事務担当は教育総務課学務担当)

6 学校の防災・防犯・安全対策について

学校の安全対策について、平成25年度は認識を高める安全対策研修会を実施し、平塚市学校安全・防災計画（地震・津波対策編）（風水害対策編）の周知と指導資料（DVD）の紹介等を行いました。その他、本市教育指導課が保管している心肺蘇生法の技術が習得できる訓練用の器具を学校の授業等で活用していただくために貸し出しを行いました。また、平成26年度も安全対策研修会を実施し、学校の防犯対策についての研修を実施する予定です。さらに、学校警察連絡協議会等の組織と連携を密にし、不審者情報等の共有化を図ってまいります。

児童・生徒指導担当者会では、インターネットや携帯電話のトラブルについての認識を高めて指導に役立てるため、講師を招聘して講演会を実施しました。

(事務担当は教育指導課教育指導担当)

7 子どもの安全について

港地区の防犯・安全対策について、平塚市地域教育力ネットワーク協議会では、子どもの「生きる力」を育むため、地域の特色をいかした世代間交流、体験事業等を推進するほか、こどもサポート看板の設置、夜間パトロール等の共通事業を行っています。こどもサポート看板は、子どもが事件や事故に巻き込まれそうになったとき、いつでも安心して駆け込み、助けを求められるように地域で子どもの安全をサポートするためのものです。本市社会教育課では、平成25年度からこどもサポート看板の周知・広報の充実を図り、広報ひらつかや公民館だよりへの掲載、新入学児童への周知チラシの配付等を行いました。看板設置枚数の増加や児童への周知拡大により、犯罪の抑止や緊急時の対応につなげ、引き続き地域で子どもを守る防犯・安全対策の支援に取り組みます。

(事務担当は社会教育課社会教育担当)

まちの整備・交通・施設

1 根下住宅跡地の利用について

金目地区の根下住宅跡地の利用について、御意見をいただきました。

平成25年末に関係課で会議を行って課題を抽出した結果、公園として使用するには土地形状が危険であることや都市公園は市街化区域に確保することが原則であること、段ごとにフェンスを作ると檻状になってしまうこと等の課題があげられました。また、道路用地については、行政財産（道路用地）としての用途を廃止することの是非や類似案件も道路用地の使用は許可していないこと等の課題があげられました。今後はこれらの課題があることを御理解いただき、地域の皆様との意見交換の場を持ちたいと考えます。

(事務担当は資産経営課資産管理担当)

2 平塚競輪場の活用及びイメージアップについて

平成25年度では、イベント会場として、湘南グルメグランプリやYEGまつり、湘南バイシクルフェスに競輪場内が利用されました。今後も可能な限りイベント会場として貸し出したいと考えます。また、スポーツ用自転車のロードレーサー用のサイクルラックを駐輪場に設置し、自転車スポーツの面からも競輪場のイメージアップに取り組んでいます。今後、メインスタンドの改修により、施設面の魅力を向上させるとともに避難施設として地域防災に寄与することにより、さらなるイメージアップを図りたいと考えます。

(事務担当は事業課総務担当)

3 バリアフリー化について

富士見地区において、障がいのある方や高齢者のため、エレベーター設置の御意見をいただきました。御意見を参考にしながら、「平塚市バリアフリー基本構想」に基づき、事業担当課とともに取り組みたいと考えます。

(事務担当は障がい福祉課地域生活支援担当)

まち全体のバリアフリー化について、御意見をいただきました。「平塚市バリアフリー基本構想」を策定し、駅と国道1号のバリアフリー化について、事業項目に位置づけています。平成26年度には、各施設設置管理者が事業計画を作成し、具体的に取り組んでいきます。

(事務担当は交通政策課交通政策担当)

4 出縄地域の墓地開発について

墓地については、市民生活にとって必要なものであり、公共的な施設です。しかし、周辺住民の皆様にも配慮する必要があります。将来に渡り、健全な運営を行えること等を宗教法人に確認することにより、この墓地経営に関わる総合的な判断を行います。署名については、住民の方の貴重な御意見と認識しています。

(事務担当は環境政策課環境対策担当)

5 港地区のまちの整備について

港地区は、平塚市都市マスタープラン（第2次）において南部地域のまちづくり方針として「平塚駅と海をつなぐ、平塚駅海岸線、平塚駅須賀港線、扇松海岸通りにおいては、駅から海につながるそれぞれの特性をいかした通りづくりに努めると共に、沿道の街並みと通りの景観が調和するまちづくりを進めます。」としています。また、平塚市景観ガイドラインにより、建物への色づかいや緑化等の配慮事項をまとめています。さらに、都市計画高度地区によって建物の高さ制限を導入しています。これらの方針等によるまちづくりを進めるため、関係課と協力して取り組んでいます。

(事務担当はまちづくり政策課まちづくり政策担当)

6 南原土手バス停付近の駐輪場について

南原土手バス停近くでのサイクルアンドバスライドの整備の検討をはじめています。また、現状は駐輪場でなく歩道なので、道路管理者と協力して自転車を停めないように呼びかけの看板を掲出し、安全な歩行空間の確保に努めています。

(事務担当は交通政策課交通政策担当)

7 平塚駅南口の駐輪場不足について

民間駐輪場等の利用状況を見極めながら、「平塚駅周辺の駐輪対策について」の駅南口周辺の駐輪場の整備計画の見直しを検討しています。また、協議中のJR敷地内の借地を踏まえ、一時利用等の不足を解消するための自転車等駐車場の整備や利用方法について、公益財団法人平塚市まちづくり財団と協議を進めています。

(事務担当は交通政策課交通政策担当)

8 コミュニティバスの運行等について

平塚駅から東海大学前駅を結ぶバス路線設置に向け、バス事業者に要望しています。また、公共交通不便地域においては、路線バスを補完する手段とし、地域に密着したコミュニティバスの運行等の支援策を検討しています。

(事務担当は交通政策課交通政策担当)

9 公園について

城島地区からは、公園の新規設置について、御要望をいただきました。用地や財源確保において大変厳しい現状ですが、今後も適正な配置と公園整備に向けて努めてまいります。

南原地区からは、南原公園の入り口にフェンスを設置してほしいとの御要望をいただき、フェンスの設置は難しいことから、看板設置の回答をいたしました。このことについては、平成25年8月16日、飛び出し注意の看板を設置いたしました。

四之宮地区からは、樹木の剪定について、つぼみや花の時期は避けるべきとの御意見をいただきました。剪定をするときには、出来る限り時期を考慮し、自治会への情報提供を行った上で実施するようにいたしました。

金目地区からは、公園内の野外ステージ設置について、御提案をいただきました。小規模の公園では、極力オープンスペースを設けることから、設置は難しいと考えますが、規模の大きな公園では、地域の皆様の御理解の上、より多目的な利用施設として設けることは可能と考えます。

(事務担当はみどり公園・水辺課公園整備担当、公園管理担当)

10 湘南ひらつかビーチパークを利用したイベントについて

花水地区からは、湘南ひらつかビーチパークを利用した全国的なイベントの実施を御提案いただきました。

現在、ビーチバレー全国大会の誘致等の動きもありますが、今後もまちの活性化に繋がるようなイベントを、指定管理者とともに検討していきたいと考えます。

(事務担当はみどり公園・水辺課公園管理担当)

1 1 総合公園のトイレについて

トイレを清潔に保てるように定期清掃の実施、また、一部トイレの薄暗さの解消に向けた改善を行い、トイレの外壁についても、明るく安心して使用できるように塗り直し修繕を行いました。

(事務担当は総合公園課施設管理担当)

1 2 県道606号の強化について

県道606号について、御意見をいただきました。

伊勢原市と協議会を設立し、県に整備要望を続けていきます。

(事務担当は土木総務課国県事業推進担当)

1 3 神田中学校北側の交差点について

神田中学校北側の十字交差点の安全対策については、本市道路管理課と平塚警察署交通総務課で協議を行い、消えているラインや標識の交換を行いました。

(事務担当は道路管理課管理担当)

1 4 南原地区のカーブミラー設置について

御要望いただいたカーブミラーの設置(2ヶ所)については、現地調査の上で本市道路管理課のカーブミラー設置基準から判断し、歯科医院のT字路には設置を行いました。南原公園北側は設置には至りませんでした。雑草が伸びるので、道路法肩の定期的な除草の実施を行います。また、交差点の標示マークを設置する予定です。

(事務担当は道路管理課管理担当)

1 5 公共下水道への未接続家屋について

公共下水道への未接続家屋に関する御意見をいただきました。

現在も未だ接続がなされていない家屋がありますが、そのような家屋については、家屋所有者に対して定期的な個別訪問等による接続指導を行っています。

しかし、諸事情によって接続が遅れている家屋も少なくないため、全ての家屋が接続完了するまでは、今後とも公共下水道の普及促進に努め、水環境の改善を目指します。

(事務担当は下水道経営課排水設備担当)

環境・ごみ

1 犬の糞の放置等、飼い主のマナーについて

本市環境政策課では、4月中旬に実施している狂犬病定期集合注射のときに、来場される犬の飼い主に対し、平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例のリーフレットを配布して飼い主のマナー向上の啓発を行っています。犬の新規登録等で来庁される飼い主にも、同様のリーフレットを配布しています。さらに、飼い主へのマナー啓発看板を作成し、希望される方に無償で配布しています。犬の飼い方等で苦情が寄せられたときには、平塚保健福祉事務所と協力し、現場調査の実施や必要に応じた飼い主宅への訪問による指導を実施しています。

今後、飼い主のマナー向上に向け、引き続き啓発を行ってまいります。

(事務担当は環境政策課環境対策担当)

2 野良猫、野良犬の対策について

野良猫については、繁殖を防ぐために引き続きNPO団体と協働事業を行なっていくとともに、野良猫の不妊去勢手術補助金の件数を増やす等、対策を進めてまいります。

野良犬については、狂犬病予防法によって犬の登録が義務付けられており、頭数は大幅に減少していると考えます。野良犬の情報が寄せられた場合には、平塚保健福祉事務所や神奈川県動物保護センターと協力し、現場確認を行う等の対応をします。登録済みの犬については、飼い主に対し、市内各所で行っている狂犬病定期集合注射の案内ハガキを送付し、狂犬病予防接種の促進に努めています。また、未接種犬については、督促ハガキを送付して対応しています。

(事務担当は環境政策課環境対策担当)

3 資源再生物の持ち去り防止対策について

資源再生物の持ち去り防止対策については、関東製紙原料直納商工組合と連携し、GPSによる追跡調査を実施しました。この追跡調査は、持ち去られた資源再生物の運搬ルートや受け入れ先、持ち去り者等を把握することができます。また、受け入れ先をふさぐことにより、持ち去り防止効果が期待できます。

実施方法は、適宜選んだ日やごみステーションにおいて、小型のGPS発信装置を資源再生物に仕込み、持ち去りルート等を特定するとともに事実調査等を行います。受け入れ先には、関東製紙原料直納商工組合から持ち去り行為を

容認しない旨の指導や協力等を求めます。持ち去り者が特定された場合、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に基づいた対応（指導や勧告、命令に従わない場合、5万円以下の罰金）を進めていきます。

これに伴い、市ホームページ等での防止啓発や持ち去り防止巡回パトロール、収集車での広報、資源回収業者車との識別表示、警察への情報提供、市民の皆様へのお願い等を行い、持ち去りを抑止していきます。

（事務担当は循環型社会推進課資源循環担当）

4 河川環境の整備について

中原地区からは、渋田川や鈴川の河川環境整備及び自然災害等について、御意見をいただきました。

関係課との連絡を密に取り、河川管理者である神奈川県に要望活動を継続していきます。

（事務担当はみどり公園・水辺課みどり水辺担当）

5 総合公園の野良猫について

総合公園の野良猫の対策については、本市総合公園課での対応も難しくNPO団体や本市循環型社会推進課等の協力のもと連携を図り、一体となって今後も地域猫に対する注意喚起を行っていきたいと考えます。

（事務担当は総合公園課施設管理担当）

福祉・健康

1 買い物困難者への対策について

買い物困難者対策としては、国の補助を活用した西海岸商店街の買い物マップ作成を支援しました。また、本市産業振興課、高齢福祉課と連携し、町内福祉村での出張販売の実証実験を実施しました。

(事務担当は商業観光課商業担当)

ひらつかほほえみ福寿プラン、平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第5期]）において、買い物支援施策として市内の宅配可能業者を取りまとめ、冊子にして配布する計画を立てました。そして、平成24年度には、市が商店会の協力を得て作成した「ひらつかまごころふれあい便」という冊子を作成し、現在も使用しています。今後は、利用者と店舗数の増や配達区域の見直しについて検討を加え、より良いものとなるよう努めます。

また、平成25年度、「農商福連携（買い物弱者）プロジェクト」を庁内に立ち上げました。このプロジェクトにおいては、JA（農業協同組合）や地域住民の方の協力を得て出張販売の試行を行う等、高齢者の利便性を向上できるよう、研究を行っています。

(事務担当は高齢福祉課高齢福祉担当)

2 ひとり暮らし高齢者等への対策について

押しボタンで緊急を知らせる方式の「緊急通報システム」は平成10年度から利用していただいていたが、平成25年度は、これを改良するとともに、新たなものを加え、「3つの見守り事業」として充実を図りました。

(1) 在宅時緊急通報システム

発作を起こす可能性のある方のための緊急通報システムについて、従来の機器にセンサー、在宅・外出を判断するための鍵ホルダー及び警備員の駆け付けを追加し、充実を図ったものです。従来の押しボタンによる緊急通報と健康相談の機能に加え、在宅時に一定時間センサーが働かないときにオペレーターから連絡を取って安否を確認できるようになりました。

(2) はいかいSOS見守りGPS

従来行っている「徘徊SOS」に登録した方のうちから、申請によってGPS（全地球測位システム）機能を持った携帯電話を貸し出し、いざというときに、事業者によって位置検索を行えるようにしました。

(3) お話し見守り歩数計

平成25年度からの新規事業です。高齢者向けの多機能な歩数計を貸し出します。ネーミングのとおり、①お話し（看護師等への健康相談、家族等からの受話）、②見守り（緊急ブザー、在宅時のセンサー、GPSでの位置検索、歩数やセンサー感知数の家族等へのメール自動配信等）、③歩数計の機能を持ち、ひとつの機器で見守りと健康増進の両方を実現できるものです。各利用者の歩数データを市で受け取り、距離に換算して日本橋から京都まで、東海道五十三次を地図上で歩く楽しいイベントも行っています。

「3つの見守り事業」は、いずれも事業者による24時間365日の見守り体制を達成していることと、家族や地域の見守りがあって初めて威力を発揮するという共通点があります。地域の皆様による見守りを最新の機器を用いて支援していく事業であるといえます。

その他の見守り事業としては、配食サービス、新聞販売事業者等との見守り協定の締結、ひらつかあんしんカード、ひとり暮らし高齢者調査等を行っています。

ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、このような見守りを全て公的サービスで賄うことは、多額な費用が必要となるために難しくなっています。今後は、地域コミュニティを基盤とした住民主体の見守り体制の構築に、在宅介護事業の充実、高齢福祉施設の新設等と並行して取り組んでいく必要があります。

(事務担当は高齢福祉課高齢福祉担当)

3 高齢者施設について

本市は、ひらつかほほえみ福寿プラン、平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第5期]）に「平成26年度までに217床の特養を増設すること」を目標に掲げて、公募による整備を進めています。昨年12月には、平成21年5月以来待望の新施設80床が開所しました。現在は新規1施設120床が工事中であり、既存施設の増床17床と合わせ、現計画での目標を達成できる見込みです。

次期計画（平成27年度から平成29年度）に向けては、需要をよく見極めるため、特養の入所を待機している方に対してアンケートを行いました。こうした情報をもとに、新たな整備目標を立てて特養の不足を解消できるように努めていきます。

(事務担当は高齢福祉課高齢福祉担当)

4 ひらつか元気応援ポイント事業について

障がいのある方が通う施設のボランティアを増やしてほしいとの御意見をいただきました。

本事業の対象施設になると事務作業が煩雑になり、受け入れ態勢に関わる施設内での調整が必要になることから、事業への参加については、施設内で検討していただくこととしました。本市では、対象施設の拡張の準備をしていますので、ボランティア派遣の必要性から障がいのある方のための施設が事業の参加を希望される場合は、対象施設となるように調整していきます。

(事務担当は高齢福祉課高齢福祉担当)

5 福寿手帳について

本市では市内にお住まいの60歳以上の高齢者に福寿手帳を交付していましたが、入浴サービス事業（市内の公衆浴場を指定時間に100円で利用できるサービス。平成25年3月29日をもって終了しました。）の廃止に伴い、福寿手帳の使用場所が福社会館のみに限定されることとなったため、福寿手帳についても、平成24年度末で廃止しました。代わって、福社会館では福社会館を利用するための福寿カード（手続きは各福社会館で行いますが、発行者は本市です。）を発行しています。福寿手帳は身分証明書の代わりとしての意義もありましたが、福寿カードも同じ役割を果たすものであるため、こちらの御利用をお願いいたします。

(事務担当は高齢福祉課高齢福祉担当)

6 高齢化対策について

国では、2060年には全国の高齢化率が約40パーセントに達すると予測しています。納税者となり得る生産年齢の人口は減少し、年金受給者が急増していくため、国や地方自治体が税収不足に陥ることは避けられません。公的サービスが十分に供給できなくなる可能性もあり、自治会や民生委員、地区社会福祉協議会、町内福祉村等、地域住民の皆様による支え合いの仕組みが必要になります。また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営み、長寿を楽しむことができるよう、医療や介護、予防、住まい、生活支援の5項目が切れ目なく提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」を築いていくことが極めて重要です。本市では、こうしたそれぞれの地域での取り組みを支援していくため、市内を8つの圏域に分け、高齢者よろず相談センター（地域包括支援

センター)を設置しました。高齢者よろず相談センターは、高齢者の身近な相談相手として市の業務の一部を担う機関で、福祉の専門職が揃う、地域住民の強い味方です。これを核として、各地域において福祉関連団体や地域住民、企業等がネットワークを築き、見守りや声掛け等に取り組んでいただくとともに、介護保険等の公的サービスを上手に取り入れることで、迫り来る高齢化社会に対処していくことが肝要であると考えます。

(事務担当は高齢福祉課高齢福祉担当)

7 生活保護について

全国的に生活保護を受給する人が増え、受給者の増加に伴って不正受給などの問題も起きているとの御意見がありました。

公費によって財源が賄われている生活保護の不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて重大な問題であるため、今後も厳正に対処してまいります。その一方で支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方を維持しつつ、適切な保護の実施を行ってまいります。

(事務担当は生活福祉課生活福祉担当)

8 入院の期間について

急性期の医療に取り組むか、回復期や慢性期の医療に取り組むかについては、病院の理念や経営判断等によります。国や県においては、急性期病院と回復期病院が地域ごとに偏りがなくなるように取組みもされています。本市においても、県が行う様々な医療施策に対し、市として対応出来得る役割分担の中で、地域医療の実情を踏まえた意見や要望、取組みを行っています。

(事務担当は健康課予防担当)

地域の情報・活動

1 公民館だよりについて

公民館だより等の自治会を通して伝わる市の情報は、自治会に加入していない人には届かないという御意見をいただきました。

平成26年3月から、市ホームページでの公民館だよりの公開を開始しました。

(事務担当は中央公民館公民館担当)

2 市内駅伝の記録速報について

市内駅伝における女子区の記録速報の提供について、御要望をいただきました。

平成25年度から、Shonan BMW スタジアム平塚より各中継所に女子区の記録速報をファクス送信いたしました。周知徹底がなされておらず、掲示することができませんでした。平成26年度については、皆様に情報提供できるよう、速報掲示を周知徹底いたします。

(事務担当はスポーツ課スポーツ担当)

市の計画・業務

1 平塚市の予算について

本市の予算の現状や仕組みについて知りたい、また、本市の予算が心配であるとの御意見をいただきました。

対話集会において市長が回答したとおり、限りある予算の中、発展し続けるまちを維持して魅力化を図るための予算編成を進め、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

また、予算の現状や仕組みについて御理解いただくため、広報ひらつかや市ホームページ等様々な機会をとらえ、周知に努めてまいります。

(事務担当は財政課財政担当)

2 広報活動の強化について

本市が取り組むまちづくりやサービスについて、アピールが足りないとの御意見をいただきました。

いただいた御意見を参考に、広報紙や市ホームページ等、様々な媒体を利用した広報活動を引き続き強化し、多くの市民の皆様にも本市の施策を御理解いただけるように努力していきます。

(事務担当は秘書広報課広報担当)

3 「市長への手紙」について

「市長への手紙」の回答について、要望者が納得できるものでなかったとの御意見をいただきました。

「市長への手紙」の回答については、要望者の御希望に沿わない内容もあります。しかし、対話集会において市長が回答したとおり、これまで以上に要望者の立場に立って業務に取り組み、市民の皆様のお気持ちを考えた回答になるように取り組みたいと考えます。

また、「市長への手紙」等にて御意見いただいた平塚市まちづくり条例の改正を検討するにあたっては、皆様の御意見を参考にしたいと考えます。

(事務担当は市民情報・相談課広聴・相談担当、開発指導課開発調整担当)

4 ツインシティの情報提供について

ツインシティの情報提供については、平成25年度に開催した地区計画説明会や都市計画決定・変更案説明会、都市計画公聴会等にて、可能な限りの情報提供に努めています。また、今後は、「みんなのまち情報宅配便」を用いて情報をお届けする予定です。引き続き、必要な時期に必要な対応を行いたいと考えます。

なお、ツインシティ大神地区土地区画整理組合設立準備会では、準備会ニュースを随時配布して検討状況等を報告していますが、平成25年10月に準備会ホームページを開設し、さらなる情報提供を開始しています。

(事務担当は都市整備課ツインシティ整備担当)

5 相模小学校移転について

相模小学校移転については、平成30年4月の開校を目指して着実に進めたいと考えます。ツインシティ土地区画整理事業と連携を図りながら、学校用地の取得についての検討を行いつつ、並行して、建築設計等、開校へ向けた準備を進めます。今後、これらの進捗状況については、地域住民の皆様にはしっかりと情報提供させていただく予定です。

また、相模小学校移転に伴う学区編成によって田村地区の児童が神田小学校に通う場合、現在の神田小学校の施設での受け入れが可能であると考えます。

(事務担当は教育施設課管理担当)

子育て・教育

1 子育て環境の充実について

子は宝であり、子どもを増やすための子育て環境も大切であるとの要望をいただきました。

市長からの回答に、「小児医療の充実」をあげさせていただきました。

小児医療については、平成24年4月診療分から、通院対象年齢を小学校3年生から小学校6年生まで拡充させていただきました。

これからも、本市の子育て環境がさらに充実するよう、取り組みたいと考えます。

(事務担当はこども家庭課児童手当医療担当)

2 学習支援補助員について

平成26年度のサン・サンスタッフ（学習支援補助員）の事業についても、学校現場の状況や実施計画等により、適正な配置に努めてまいります。

これまで以上に児童・生徒ひとりひとりにきめ細やかな対応ができるよう、環境整備に努力してまいります。

(事務担当は教育総務課教職員担当)

3 学校給食について

給食実施の希望も多い中、貴重な御意見をいただきました。

中学校給食については、家庭からの弁当併用で業者弁当の導入を順次市内中学校に業者弁当の導入をする予定です。

また、小学校給食での課題、食べ残しや給食費未納についても、同様に認識しており、現在、検討を重ねて対応しているところです。

(事務担当は学校給食課給食担当)

4 校外学習等について

本市の小学校のうち19校は、6年生において東京や鎌倉方面に泊を伴わない修学旅行を実施し、残りの9校は修学旅行と同様のねらい・内容をもって遠足や校外学習という名称で実施されています。泊を伴う林間学校等は、全小学校で実施されています。

また、平成25年度も心身ともに健全な中学生の育成のため、全国・関東中学校体育大会及びこれに準ずる大会・コンクール等に出場する中学生を激励するために全国・関東大会等出場者激励式等を開催いたしました。

(事務担当は教育指導課教育指導担当)

5 英語教育について

平成26年度も英語教育推進事業を実施し、小学校の外国語活動の授業の実践力向上を図るために講師による研修会や訪問研修を実施いたします。また、中学校の英語科教員対象の授業づくり学習会を年間5回実施するとともに、生徒の英語に対する興味・関心や学習意欲を高めるため、実用英語技能検定の受験に対して奨励金を交付する予定です。

(事務担当は教育指導課教育指導担当)

農業・商業・観光

1 地域商店街の活性化について

地域商店街の活性化については、商店街の販売促進イベントの開催を支援するとともに、平成25年度から商店街が抱える課題の改善や販売促進事業の企画立案等の経営支援を行う商店街アドバイザーの派遣をはじめました。

(事務担当は商業観光課商業担当)

2 農業の後継者不足や耕作放棄地の増加について

農業の後継者不足や耕作放棄地の増加は、本市全体においても大きな課題となっています。市長の回答にもあったとおり、農業の発展に特効薬はなかなかありませんが、今後も引き続き各部署で連携を取り、農地の諸課題に取り組んでまいります。

(事務担当は農業委員会事務局総務担当)

※ 担当課名担当名は、平成26年3月現在の名称です。